

「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」概要

第 1 章 ビジョン策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

人口構造や家庭・地域の変容により、福祉・保健・医療に関するニーズが増大、複雑・多様化するなか、福祉・保健・医療施策全般にわたる包括的な視点にたち、各分野における様々な取組を進めていくうえで共通して必要となる考え方や主要な施策の方向性を示す

2 ビジョンの性格と位置付け

本県の福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す基本指針とする
各分野の個別計画の上位計画として、分野横断的・重点的な取組の方向性を示す
社会福祉法第 108 条に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置づける

3 計画期間

2021 年度から 2026 年度まで（6 年間）

※ 「団塊ジュニア世代」が全て高齢者（65 歳以上）となる 2040 年頃を展望

第 2 章 福祉・保健・医療を取り巻く社会情勢の現状・展望

1 人口減少の進行

高齢化の進行、地域別の人口動向、平均寿命の延伸、少子化の進行

2 世帯の多様化、小規模化

3 地域のつながりの希薄化

4 福祉・保健・医療を取り巻くニーズの増大、複雑化・多様化

要介護（要支援）認定者・認知症高齢者の増、社会保障費の増大・医療福祉分野の就業者の増加、労働力と働き方の広がり、外国人住民の増加・多国籍化、個人や世帯の抱える課題の複合化・複雑化

5 先進的技術の革新

6 災害・感染症リスクの増大

第 3 章 基本的な視点

世代や分野を越えて多様な主体が参画し地域を共に創っていく「地域共生社会」、一人ひとりがその人らしく活躍する「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進めるうえで、共通して必要となる考え方を整理

視点 1 共に支え合う地域づくり

視点 2 本人・世帯を主体とした包括的支援

視点 3 予防・早期対応の重視

視点 4 適切な役割分担と連携

第4章 主要な施策の方向性

(施策体系)

本章第1節では、「共に支え合う地域づくり」として、分野横断的な包括的支援や共に支える意識の醸成など、地域共生社会を実現する上で共通して必要な取組について位置づけるとともに、第2節では、「安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実」として、子ども・子育て、健康寿命の延伸、医療・介護提供体制の確保、障害者支援の各分野の施策の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進していきます。

第1節 共に支え合う地域づくり

(1) 分野にとらわれない包括的支援の推進

(2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

(3) 地域を支え活躍する人づくり

(4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

1 子ども・子育て支援

- (1) 結婚出産を支える基盤づくり
- (2) 子ども・子育て家庭への切れ目ない支援
- (3) 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

2 健康寿命の延伸

- (1) 生活習慣の改善による健康づくり
- (2) 疾病予防・重症化予防
- (3) フレイル予防・介護予防・認知症予防

3 医療・介護提供体制の確保

- (1) 質の高い医療を受けられる体制の確保
- (2) 高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保
- (3) 医療・介護を支える人材の確保
- (4) 大規模災害や感染症への備え

4 障害者支援

- (1) 障害のある人の生活支援
- (2) 障害のある人が活躍できる機会の充実

第1節 共に支え合う地域づくり

- 家庭機能の低下や地域のつながりの希薄化により支え合いの機能が脆弱化するなか、個人や世帯が抱える課題やリスクは複合化・多様化し、対象者の属性や分野にとらわれない包括的な支援が求められている。
- 行政、住民、企業など多様な主体が一体となった取組を推進し、誰もが尊厳を持った個人として尊重され、安心して地域で生活できるよう、「地域共生社会」を構築していく。

(1) 分野にとらわれない包括的支援の推進

- (重層的支援体制の整備等) 市町村における体制整備の支援、一人暮らし高齢者等の孤立防止(生活困窮者への包括的な支援) アウトリーチを取入れた自立支援、住まいの確保、就労支援(ひきこもり状態にある人への支援) 市町村に対する技術的支援、多職種チームによる専門的支援
- (自殺対策の推進) ライフステージに応じた総合的取組の推進、相談対応職員の資質向上
- (外国人県民への支援) 日本語学習支援、ライフステージに応じた生活支援
- (矯正施設退所者への支援) 地域生活定着支援センターを中心とした継続的支援
- (適切な居住環境の確保) バリアフリー対応住宅の供給促進、住宅確保要配慮者への入居支援
- (災害時要配慮者への支援の推進) 市町村における支援体制整備の推進、特性に応じた支援の推進

(2) 一人ひとりの尊厳を尊重した社会づくり

- (人権教育・普及の推進) 家庭や地域社会、学校、企業等における人権教育や啓発
- (障害のある人への差別解消) 「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づく取組の推進
- (新型コロナウイルス感染症への理解促進) 風評被害の防止、患者や医療従事者等の人権保護
- (権利擁護の推進) 認知症の人や障害のある人の意思決定支援、成年後見制度の利用促進
- (適正な事業運営の確保等) サービス評価や苦情解決等による福祉サービスの選択・利用の支援、法人・施設・事業者への指導・監査
- (子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止) 「愛知県子どもを虐待から守る条例」に基づく取組の推進、虐待に対応する人材の養成、県民への理解促進や虐待防止に関する意識の啓発
- (DV防止・被害者支援) 相談支援、安全な保護体制の確保、被害者の自立支援

(3) 地域を支え活躍する人づくり

- (住民の地域活動への参加促進) ボランティアとの協働の推進、地域における高齢者の活躍促進、「あいちシルバーカレッジ」の充実
- (地域づくりを担う団体への支援) 社会福祉協議会への支援、NPO への支援

(4) 共に支える意識の醸成と環境づくり

- (共に支え合う意識の醸成) 障害のある人や認知症の人等への理解促進、子育てや介護・児童虐待防止等の意識啓発、若い世代への理解促進、ワーク・ライフ・バランスの推進
- (人にやさしい街づくりの推進) 建築物等のバリアフリー化の促進

第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

1 子ども・子育て支援

- 少子高齢化が進行する中、本県が引き続き活力を維持し持続的に発展していくためには、少子化の流れに歯止めをかけることが必要である。
- 親世代の子育てを支援するという視点のみならず、子どもの健やかな育ちを支えるという視点を重視しながら、子どもの育ちの過程と子育て世代のライフステージに応じた総合的な施策を展開する。

(1) 結婚・出産を支える基盤づくり

若者の就労支援	「ヤング・ジョブ・あいち」におけるワンストップサービス、大学等と連携した新規学卒者等の就職支援
結婚支援	結婚を応援する機運の醸成、出会いの機会の創出、結婚支援のための情報提供
妊娠・出産に関する支援	周産期医療体制の充実、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、不妊・不育に関する支援

(2) 子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

地域における子ども・子育て支援	子育て世代包括支援センターの充実強化、訪問支援の充実、経済的負担の軽減
保育の受け皿の拡充と保育人材確保	保育所や認定こども園等の保育の受け皿の拡充、保育士等の養成・離職防止・再就職支援
多様な保育サービスと放課後児童対策	病児保育、休日保育、延長保育等への支援、放課後児童クラブの計画的な整備、放課後児童支援員の確保
子どもの健康の確保	市町村の母子保健サービスの支援、小児医療体制の充実

(3) 配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援	生活困窮世帯等の子どもの学習機会や居場所の確保、子ども食堂の設置拡大、ひとり親家庭の保護者への相談支援や就労支援等
児童虐待対策の推進	児童相談センターの体制強化、市町村の相談支援体制の充実強化、関係機関とのネットワークの強化、オレンジリボン・キャンペーン等による機運の醸成
社会的養育の体制整備	里親制度の普及啓発、里親への支援、児童養護施設等への支援、児童養護施設等退所者への支援

2 健康寿命の延伸

- 生涯にわたり健康でいきいきと過ごしていくためには、平均寿命と健康寿命の差の縮減を図ることが重要となる。
- 一人ひとりの主体的な健康づくりに加え、疾病の早期発見・重症化予防や介護予防、社会全体で健康づくりをサポートする仕組みが必要であり、「健康長寿あいち」の実現を目指し、生涯にわたる健康づくりの取組を推進していく。

(1) 生活習慣の改善による健康づくり

健康的な生活習慣の知識の普及	関係団体と連携した普及啓発、食や運動に関する知識の普及啓発、「8020運動」の推進
受動喫煙対策の推進	企業等でたばこ対策に取り組む人材の育成、受動喫煙対策の相談・支援
健康づくりに取り組む環境整備の推進	企業の健康経営の推進、産官学が連携した健康づくり

(2) 疾病予防・重症化予防

生活習慣病の発症予防の知識の普及	愛知県循環器病対策推進計画の策定、学童期からの肥満や糖尿病等の予防、歯周病治療の推進
健診受診率の向上	がん検診受診率の向上、がん検診の精密検査の受診率の向上、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上
こころの健康の保持・増進	こころの健康に関する普及啓発や相談体制の充実、依存症に関する正しい知識の普及や支援体制の整備

(3) フレイル予防・介護予防・認知症予防

高齢者の生きがいと健康づくりの推進	「あいちシルバーカレッジ」の充実、老人クラブの活性化の促進、高齢者のスポーツ活動への参加促進、定期的な歯科検診の啓発
多様な介護予防サービスの提供体制の充実	「通いの場」の創出や参加促進、介護予防に関する人材育成
認知症予防の推進	国立長寿医療研究センターを中核とした産官学の連携による共同研究の推進
保健事業と介護予防の一体的な実施	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた体制整備の促進

3 医療・介護提供体制の確保

- 高齢化の進行等に伴い、県民の医療・介護ニーズは増大かつ多様化が見込まれており、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの推進が必要である。
- 引き続き、医療・介護サービス基盤の量的・質的充実を図るとともに、限られた人的・物的資源を有効活用し、高齢化に対応した医療・介護提供体制を確保していく。また大規模災害や新型コロナウイルス感染症を始めとした新興・再興感染症の流行など、非常時においても必要な医療・福祉提供体制を確保していく。

(1) 質の高い医療を受けられる体制の確保

疾病に応じた医療体制の確保	がん医療提供体制の整備、循環器病対策の総合的・計画的推進、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化
救急医療体制の確保	1次・2次救急医療体制の確保、消防機関と医療機関の連携体制の強化、ICTを活用した救急搬送システムの整備
へき地医療体制の確保	自治医科大学卒業医師の適切な配置、関係医療機関の連携強化

(2) 高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保

地域包括ケアシステムの構築	市町村における地域包括ケア取組状況の評価、多職種連携による在宅医療・介護提供体制の強化
病床の機能分化・連携の推進	病床転換等のための支援、ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備
在宅医療の推進等	在宅医療を支える医療従事者の確保・育成、多職種連携の推進
人生の最終段階における医療等	意思決定を支援できる人材の養成
介護サービス基盤等の整備	地域密着型サービスの基盤整備の促進、施設サービスの整備、高齢者向け住宅の整備の推進
認知症施策の推進	本人の意思決定の支援、地域支援体制の構築、若年性認知症の人への支援

(3) 医療・介護を支える人材の確保

医療従事者の確保・育成	医師不足地域での医師の確保、勤務環境改善の取組支援、女性医師の離職防止と復職支援、看護職員等の確保
介護人材の確保・育成	介護職員の参入促進・資質の向上・労働環境・処遇の改善、外国人介護人材の受入体制の整備

(4) 大規模災害や感染症への備え

災害時保健・医療提供体制の確保	DMATやDPAT等保健医療活動チームの人材育成、災害拠点病院等の機能強化
災害時福祉提供体制の確保	被災地域からの要配慮者受入れ体制の整備、愛知DCATの人材育成
感染症拡大防止対策の推進及び支援	医療機関や福祉施設等で必要な衛生用品の備蓄・配布、医療提供体制の強化、感染拡大時の福祉サービス提供体制の確保

4 障害者支援

- 障害は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会との関係の中で捉えられるものであり、障害のある人の活動や社会参加を制約している社会的障壁を取り除いていくことが求められる。
- 障害の特性や状態、生活実態等に配慮した細かい支援が必要であり、幅広い分野が連携して、切れ目なく、障害のある人の自立と社会参加を促進する施策を総合的に講じていく。

(1) 障害のある人の生活支援

地域における自立生活の支援	グループホーム等住まいの確保、日中活動の場の確保、相談支援体制の充実、福祉施設入所者の地域生活移行の推進、地域生活支援拠点等の確保と機能の充実
保健・医療の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、難病対策の推進、高次脳機能障害のある人への支援
障害のある子どもへの支援	愛知県医療療育総合センターを中心とする医療・療育支援体制の構築、児童発達支援センターの設置促進、重症心身障害児・医療的ケア児・難聴児への支援
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信、専門的な意思疎通支援者の育成、学校における支援の充実

(2) 障害のある人が活躍できる機会の充実

就労に向けた支援・雇用の促進	障害者就業・生活支援センターにおける支援、職業能力開発の支援、「あいち障害者雇用総合サポートデスク」における企業への支援、障害者アート雇用の推進、福祉的就労の底上げ
特別支援教育の充実	特別支援学校のセンター的機能の強化、特別支援学校におけるキャリア教育の推進、大学等高等教育機関との連携や就労支援の充実、教員の専門性の向上、インクルーシブ教育システムの推進、特別支援学校における教育環境の整備
文化芸術活動・スポーツ等の推進	「あいちアール・ブリュット展」の開催、視覚障害者等の読書環境の整備、障害者スポーツの普及・環境整備

第5章 ビジョンの推進

- 「重要評価指標」・「進捗管理指標」を設定し、福祉・保健・医療施策全体の進捗状況を確認する。
- 必要に応じて計画期間中に、計画内容や指標、目標値の見直しを図るなど、適切な進捗管理を行う。